



## 設置届作成要領一覧表

(安全衛生法第 88 条第 2 項関係)

1. 足場、架設通路。(組立から解体までの期間が 60 日以上のもの。)

1) 高さが 10m 以上の構造の足場

3) 架設通路で高さ及び長さが 10m 以上の構造のもの

2) 吊足場、張出し足場

項目	記載事項及び添付図面(書画)	記載上の留意事項	関係法令等
1. 工事の概要	(1) 計画の概要	(1)については、建設物の構造および高さを記載し、足場の種類、構造、高さを書画等について明示すること。 なお、足場の組立、解体の時期を明らかにすること。	安衛則第 89 条
2. 足場・架設通路の種類、構造	(1) 構造、材料、用途及び設置期間  (2) 最大積載荷重の設定  (3) 作業床の材料等	(1)については、一覧表又は部材等明細書などをできるだけ見やすく明記すること。 なお、安衛則で定めるほか、鋼管足場の材料については、昭和 56 年 12 月 25 日労働省告示第 103 号「鋼管足場用の部材及び付属金具の規格」(以下単に“足場部材等規格”という。)で足場の種別、部材別に定められており、またつり足場に使用するつりチェーン及びつり枠の材料については、昭和 56 年 12 月 26 日の労働省告示第 104 号「つり足場用のつりチェーン及びつり枠の規格」(以下単に“つりチェーン等規格”という。)で定められているので、該当するものについてはその規格を使用する計画とすること。 (2)については、積載する材料の重さ、足場上の作業人員を明らかにすること。 (3)については、床材の材質、幅、厚さ、隙間等が基準に適合するとともに、積載しようとする荷重条件に対し、十分安全に保証しうる強度を有するものであること。 足場板については、浮き条項に定めるものほか、合板足場板に関して昭和 56 年 12 月 26 日労働省告示第 105 号「合板足場板の規格」で定められているので、該当するものを使用することとし、上記(1)に準じ一覧表又は部材等明細書等にその旨を記載すること。 作業床の構造については右記条項に定めるもののほか、次の点に留意し計画を作成すること。 ①本足場の高さ 2 メートル以上の作業床部の用い、手摺、覆い等の墜落防止設備は後踏み側(外部側)は勿論前踏み側(軸側)についても、足場の	安衛則第 559 条～第 561 条  安衛則第 563 号 〃 第 571 条第 2 項 〃 第 563 条第 1 項 第 1 号 同條第 2 項



項目	記載事項及び添付図面（書画）	記載上の留意事項	関係法令等												
2. 足場・架設通路の種類、構造	<p>(4) 脚部の滑動又は沈下防止 </p> <p>(5) 部材、縫手筋交い等の取付け及び補強（単管足場高さ 31 メートル以上）</p> <p>(6) 接続部、交叉部の緊結材の種類、構造（枠組足場の脚部を含む）</p> <p>(7) 重作業あるいは建面が 1 面のみの鋼管足場。又は高さが 20 メートルをこえるか、重量物積載の枠組足場を組む場合。</p> <p>(8) つり足場にあっては、上記のほか次の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. つりワイヤーロープ、つりチェーン等の強度計算書 </li> <li>ロ. けた、根太等の間隔及びつり材の取付け方法</li> <li>ハ. 安全ネット等を設ける場合、その強度と取付け方法</li> </ul>	<p>作業床と軸体等との水平離隔距離が 30 センチメートルを超える場合はストレートに下部まで墜落し重篤な災害となるおそれがありるので、これを設けることとするか、あるいは囲い、手摺等に代わる措置として、高さ 2 メートル以上となる第 2 層目の作業床及びその上部の作業床の箇所は 2 層以内ごとに張り出しを設け、その上に足場板、足場ネット、安全ネット等を張り、その取り付け端部から軸体等までの水平離隔距離を 30 センチメートル以下とする計画とすること。</p> <p>(4)については、脚部荷重と地耐力の関係について、強度計算すること。</p> <p>(5)については、材質、構造、主要寸法を明確にすること。鋼管足場用の部材を使用する計画にあっては、足場部材等規格に適合するものを使用することとし、上記(1)に準じて記載すること。</p> <p>(6)については、上記(5)に準じ記載すること。なお、枠組足場の隅部の補強は、双方の建柱をつなぎ材で緊結する方法をいい、図面に記入すること。</p> <p>(7)については、鋼管足場にははり間筋交いを設け、枠組足場には、手摺の高さ、間隔に基準があるので、その旨を図面内で明らかにすること。</p> <p>(8)のイ、ロ、については、つりワイヤー等の安全係数は次表によること。なお、イのつりチェーンについては“つりチェーンの規格”に適合するものを使用することとして計算すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>安全係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つりワイヤーロープ</td> <td>10 以上</td> </tr> <tr> <td>つり鎖、つりフック</td> <td>5 以上</td> </tr> <tr> <td>つり鋼帯</td> <td>2.5 以上</td> </tr> <tr> <td>つり足場の上下部の支点で、鋼材であるもの</td> <td>2.5 以上</td> </tr> <tr> <td>つり足場で上下部の支点で、木材であるもの</td> <td>5 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハについては、昭和 51 年 8 月 6 日技術士の指針公示第 8 令「墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」によること。</p>	種類	安全係数	つりワイヤーロープ	10 以上	つり鎖、つりフック	5 以上	つり鋼帯	2.5 以上	つり足場の上下部の支点で、鋼材であるもの	2.5 以上	つり足場で上下部の支点で、木材であるもの	5 以上	<p>安衛則第 569 条 ～第 572 条</p> <p>安衛則第 571 条第 1 項 7 号</p> <p>安衛則第 562 条 〃 第 574 条</p>
種類	安全係数														
つりワイヤーロープ	10 以上														
つり鎖、つりフック	5 以上														
つり鋼帯	2.5 以上														
つり足場の上下部の支点で、鋼材であるもの	2.5 以上														
つり足場で上下部の支点で、木材であるもの	5 以上														

## 設置届作成要綱一覧表



カンサイカセツ株式会社

項目	記載事項及び添付図面（書画）	記載上の留意事項	関係法令等
2. 足場、架設通路の種類、構造	(9) 張出し足場、布板一側足場にあっては、上記のほか次の事項 イ. プラケット等の張出し部及び取付部の強度計算 ロ. 布板一側足場等では、建地の強度計算  (10) 架設通路(さん橋、階段等) イ. 構造、材料、種類及び主要寸法 ロ. 部材(手摺、中さん、巾木を含む。)床材の組立方法と強度 ハ. 足場への取付け方法と足場補強	(9)のロ、については、使用する布板一側足場用の布板及びその支持金具は、「足場用部材等規格」の定めるところによること、又、一側足場を使用する事由及び使用部材等について、その規格品である旨を上記(1)に準じ、一覧表又は、部材等明細書等にそれぞれ記載すること。持送り枠についても同じ。 (10)のイ. については、上記の 2(1)と同様に一覧表又は部材等明細書に記入すること。 (10)のロ、ハ. については勾配、構造を明らかにし、手摺にはなるべく中さん及び幅木を設けること。なお、これを添付図面中に記入すること。	安衛則第 552 条
3. 墜落防止措置等	(1) 墜落災害、飛来落下等の労働者及び公衆災害防止措置 (2) 壁つなぎ又は控えをはずす計画があるとき、その倒壊防止措置 (3) 簡易クレーン、建設リフト等の設置に伴う補強方法 (4) 架空配電線接触電災害防止のための移設又は絶縁防護措置	(1)については、養生金網又はシート、朝顔等は建設省通達「建築工事現場における落下物による危害を防止するための指導基準」によること。設備について具体的に書面及び図面に明示すること。 (2)～(4)については、手引によること。	建設省通達 安衛第563条1項3号 〃 第569条3項 安衛第569条第3項 〃 第570条第2項
4. 組立て、変更 解体作業等	組立て、変更、解体等作業における 留意事項	足場の組立て作業主任者の選任及び安全帯、保護帽の着用等安全作業上の留意事項について記載すること。	安衛則第 564 条 ～第 572 条
5. 添付図面	(1) 設置場所の周囲の状況を示す図面  (2) 組立図及び配置図 イ. 足場の配置(平面図、足場架設の東西南北の各側面) ロ. 部材(建地、布、腕木、筋交い等)組立寸法及び地盤との関係 ハ. 接続部及び交叉部の繋結方法 ニ. 足場の基礎及び根がらみの取り付け方法 ホ. 朝顔の構造、材料、位置及び取付方法	(1)の図面には、工事しようとする建設物と敷地及び周囲との関係(距離、架空電路等の公共の工作物(埋設のガス、上下水道管を含む))について明示すること。 (2)のロ、ハ二つについては、建地、布、腕木、建柱、交叉筋交い、建柱及び足場板又は床付布板、持送り枠、つりチェーン、はり枠、つり元等の寸法又は接続部及び交叉部の繋結材の材料名と寸法と軸体等との相対位置、離隔距離等を詳細に記入すること。規格適合品(仮設工業会の認定品についてはその旨)、規格外について明らかにすること。 (2)のニについては、脚部の構造を明らかにし、地盤との関係を強度計算により検討すること。 (2)のホについては、朝顔の構造及び主要寸法と壁つなぎの関係を明示すること。(上記 3 の(1)によること。)	安衛則第 570 条 ～第 573 条  建設省通達 「建築工事現場における落下物による危害を防止するための指導基準」 安衛第569条第3項

# 設置届作成要綱一覧表



**カンサイカセツ株式会社**

項目	記載事項及び添付図面（書画）	記載上の留意事項	関係法令等
	ヘ. 壁つなぎ又は控えの位置、構造及び取付方法と強度計算 <b>計</b> テ. 水平材、横振れ防止等の取り付け方法及び緊結方法等 チ. 枠組足場隅部（コーナー部）の接続方法 リ. クレーン、建設用リフト等の位置及び取付方法 ヌ. 出入口及び開口部等の補強 ル. 架設通路の位置及び構造並びに組立方法と足場補強	(2)のヘとりについては、足場の壁つなぎの構造及び取付方法を詳細に図示するとともに、その強度計算書を添付すること。なお、リについては、足場の壁つなぎ、トラス等の補強方法を図示すること。 (2)のトについては、枠組足場にあっては、布棒等のつかみ金具の建柱へのかん合部の詳細図示。 (2)のチについては、双方の建柱をつなぎ材で緊結した方法を図示すること。 (2)のルについては、足場と同時の届出が望ましい。昇降用階段及びユニット式架設通路についても取付方法を明示すること。	安衛則第570条第5項  安衛則第 552 条

**計** 印は強度計算書（規格、認定等明らかなものを除く）を添付すること。





## 2. 型枠支保工（支柱の高さが 3.5m 以上のもの）

項目	記載事項及び添付図面（書画）	記載上の留意事項	関係法令等
1. 工事の概要	(1) 計画の概要	(1)については建物の構造、高さと当該型枠支保工作業箇所（階等）及び支保工の種類、高さ、スラブ又はけた等の形状、高さ、厚さが記入されていること。 なお、支保工の組立からコンクリート打設、解体までの時期を記入のこと。	安衛則第 88 条
	(1) 支保工の種類、構造、材料	(1)については、構造、材料を部材明細書などに記入すること。なお、安衛則で定めるもののほか、材料については、型枠支保工用パイプサポート、補助サポート、ウイングサポートにあっては、昭和 53 年 12 月 23 日労働省告示第 101 号「型枠支保工用のパイプサポート等の規格」、型枠支保工用に使用しようとする枠組足場等の鋼管足場にあっては「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格」に適合するものを使用することとし、その旨及び寸法を部材等明細書などに記入すること。	安衛則第 237 条 〃 第 238 条
	(2) 設計荷重及び支柱等材料の許容応力の決定 <u>計</u>	(2)については、強度計算書を添付すること。	安衛則第 241 条 〃 第 242 条
	(3) 脚部の沈下、滑動の防止措置	(3)については、敷板、敷角の強度チェック及び根がらみ又は地盤の措置について検討の上、添付図面に詳細に記入のこと。	
2. 型枠支保工の種類、構造	(4) 支柱の継手、接続部及び交叉部の取り付け方法	(4)については、ボルト又は専用金具等で緊結又は固定すること。 緊結金具については、規格、認定等について組立図に記入のこと。	安衛則第 242 条 4 号
	(5) 支柱上端へ鋼板端板設置	(5)については、鋼管支柱、鋼管枠支柱、組立て支柱において、はり大引を上端にのせるとき鋼製の端板が必要である。	安衛則第 242 条 6 号のロ
	(6) 各種支保工の水平つなぎとその変位防止措置 イ. 直角 2 方向の水平つなぎとその変位防止（鋼管、木材、パイプサポート、組立鋼柱） ロ. 最上層及び 5 層以内ごと水平つなぎとその変位防止と端面の布枠設置。 ハ. はりの滑動、規格、横振れの防止（はりで構成された支保工）	(6)のイ、ロ、については、安衛則第 242 条の基準に適合するよう設けることを組立図内に詳細に図示すること。	安衛則第 242 条 10 号のイ 〃 ロ
	(7) 型枠が曲面の支柱へ控えを必要とするときの浮上り防止	(6)のハ、については、はりの両端の滑動及び脱落防止又ははりとの横振れ防止のつなぎについては組立図内に詳細図示のこと。	
	(8) 段上の組立上の設置	(7)については、支柱脚部へ根がらみキャンバーを設けること。 (8)については、敷角、敷角の緊結又は	安衛則第 242 条 5 号 安衛則第 243 条

# 設置届作成要綱一覧表



カンサイカセツ株式会社

項目	記載事項及び添付図面（書画）	記載上の留意事項	関係法令等
2. 型枠支保工の種類、構造	(9) 開口部（又はダメ穴）の支保工の組立方法。 <b>計</b>	固定方法については組立図に図示すること。 (9)については、支保工の組立図内に必ず図示すること。	
3. 災害防止措置等	(1) 墜落、飛来落下、倒壊災害等の労働者及び公衆災害防止措置 (2) コンクリート打設作業場の留意事項	(1)については、材料、工具等の飛来落下防止につり袋等を使用すること。 (2)については、作業開始前の点検及び異状による作業の中止等についての注意事項について記載すること。	安衛則第 518 条～第 521 条 安衛則第 537 条～第 538 条 安衛則第 244 条
4. 組立て、階対等作業	(1) 組立て、解体の作業における留意事項  (2) 型枠支保工の組立作業主任者所属、氏名、修了証番号	(1)については、関係労働者以外の作業区域への立入禁止措置、悪天候時の作業禁止等についても併せて書面にて作成し添付すること。 (2)については書面等を添付すること。	安衛則第 245 条 第 539 条 安衛則第 246 条～第 247 条
5. 添付図面	(1) コンクリート寸法図  (2) 組立図及び配置図 イ. 支柱、はり、つなぎ、筋交い等の部材の配置及び組立寸法 ロ. 支柱の沈下防止の敷角（敷板）及び支保工の脚部の固定、根がらみの方法 ハ. 支柱の継手又は鋼材と鋼材の接続部及び交叉部の緊結方法 ニ. 水平つなぎとその変位防止措置。鋼管枠にあっては、水平つなぎと布棒設置 ホ. 柱、壁の補強方法  ヘ. はりで構成されるものは、はりの寸法と両端の固定方法及び横振れ防止措置 ト. 段上の組立の場合、支柱間の敷板、敷角の緊結及び固定方法 チ. 開口部（又はダメ穴）の支保工の組立方法	(1)については、(2)の組立図でコンクリート厚さ等が明らかであればよい。 (2)のイ、については、部材の材質、規格と支保工の高さ、支柱間隔及び固定法を図示すること。 (2)のロ、については、軟弱地盤等の場合の基礎（捨てコン、つき固め等）について検討の上図示すること。 (2)のハ、については、附属金具の種類や規格品名を図示すること。 (2)のニ、については、水平つなぎと布棒の使用方法を図示すること。 (2)のホ、については、チェーン等の控えについて記載すること。 (2)のヘ、については、上記 2(6)のハによることを図示すること。 (2)のト、については、敷板、敷角の緊結又は固定方法について図示すること。 (2)のチ、については、組立図内に必ず図示すること。	安衛則第 240 条  安衛則第 242 条 1 号、2 号  安衛則第 242 条 3 号、4 号  安衛則第 242 条 6 号のイ  安衛則第 242 条 11 号  安衛則第 243 条

**計** 印は強度計算書（規格、認定等明らかなものを除く）を添付すること。

## 参考文献

建設労働災害防止協会東京支部  
計画届作成の手引

## クレーン関連法規一覧表



カンサイカセツ®

クレーン等の設置並びに取り扱いに関する関係法規一覧表

項目	種類別	クレーン		移動式クレーン		エレベーター		建設用リフト		参考事項	
		吊上荷重		吊上荷重		積載荷重		ガイドレール高さ			
		3t以上	3t未満	3t以上	3t未満	1t以上	1t未満	18m以上	18m未満		
設置届	第5条					第140条		第174条		クレーン設置届（様式第2号）エレベータ設置届（様式第26号）建設用リフト設置届（様式第30号）は所轄労働基準監督署長に提出	
設置報告書			第11条 第61条 移動式クレーン 明細書と移動式 クレーン検査証 を提出			第145条				クレーン設置報告書 移動式クレーン設置報告書（様式第9号）エレベータ設置報告書 建設用リフト設置報告書（様式第33号）は所轄労働基準監督署長に提出	
落成検査	第6条					第141条		第175条		クレーン落成検査申請書 エレベータ落成検査申請書 建設用リフト落成検査申請書（様式第4号）は所轄労働基準監督署長に提出	
変更届	クレーンガーダ、 ジズ原動機、 ブレーキ等変更 のとき 第44条		ジズ原動機、 ブレーキ等変更 のとき 第85条		搬器、原動機 ブレーキ等 変更のとき 第163条		ガイドレール、 搬器、原動機 等変更のとき 第197条			クレーン、移動式クレーン、エレベータ、建設用リフト 変更届（様式第12号）は所轄労働基準監督署長に提出	
変更検査	一部につい て必要 第45条		一部につい て必要 第86条		一部につい て必要 第164条		一部につい て必要 第198条			クレーン、移動式クレーン、エレベータ、建設用リフト 変更検査申請書（様式第13号）は所轄労働基準監督署長に提出	
検査証交付	第9条		第59条		第143条		第177条				
検査証返還	第52条		第93条		第171条		第201条			クレーン、エレベータ、建設用リフト検査証再交付書換 申請書（様式第8号）は所轄労働基準監督署長に提出 移動式クレーン検査証再交付書換申請書（様式第22号）は 都道府県労働基準局長に提出	
特別報告書	第23条									定格荷重制限を越えたとき	
組立解体等の作業 指揮者の選任	第33条 クレーンの組立解体				第153条 屋外に設置のエレベータ		第191条 建設用リフトの組立解体				
運転士免許者	第22条 吊上荷重5t以上 (クレーン運転士)	第68条 吊上荷重5t以上 (移動式運転士)									
玉掛け技能 講習終了者	第221条 吊り上げ荷重が1t以上のクレーン・移動式クレーンの玉掛けの業務										
運転の特別 教育修了者	第21条 1.吊上荷重が5t未満 2.吊上操作で運転者が荷の移動と ともに移動する型式のテルハ又 は5t以上の特殊テルハ										
玉掛け業務の 特別教育の 修了者	第222条 吊上荷重が1t未満のクレーン 移動式クレーンの玉掛け業務									クレーン等の吊上荷重が1t以上の場合多いため技能講 習を修了することが望ましい	
定期自 年1回	第34条	第76条			第154条						
主検査 月1回	第35条	第77条		第155条		第192条					
作業開始前の点検	第36条	第78条				第193条					
作業開始前の点検 暴風、地震後の点検	第37条			第156条		第194条				瞬間風速30m/secを超える嵐のあと点検し記録し保存 (3年間)のこと	
適用除外	吊上荷重0.5t未満			積載荷重0.25t未満 ガイドレールの高さ10m未満又は積載荷重0.25t未満							